

2011年度

成年後見制度についての意識調査

報 告 書

社団法人 徳島県労働者福祉協議会

表紙(裏)

目 次

巻頭言
1.はじめに
2.調査の概要
3.調査結果
1)回答者属性【問1～問5】.....
2)成年後見制度の認知度【問6、問7、問11】.....
3)成年後見制度の将来の利用機会【問8、問9、問10】.....
4)市民後見人の認知度【問12、問13】.....
5)任意後見制度の認知度【問14、問15】.....
6)相談窓口【問16】.....
7)自由意見欄【問17】.....
4.まとめ
参考文献
資料 成年後見制度チラシ
〃 アンケート調査票

1. はじめに

民法改正により平成12年4月に施行された成年後見制度は11年目を迎えました。これまでの後見登記件数は20万件を超えます。しかし制度が十分周知されておらず、名称は知っているが制度内容は知らない、手続きが煩雑そう、相談窓口がどこかわからないといった声が聞かれます。同時に、現在65歳以上人口は2,000数百万人あり、うち判断能力に問題がある方は200万人余と予測されています。今後ますます成年後見制度の利用需要は高まってゆきます。

こうした背景を受けて、成年後見制度についての意識を知るため県内居住者を対象とするアンケート調査を行いました。主に成年後見制度についての認知度を測り、さらには今後の利用可能性について探りました。

2. 調査の概要

1) 調査目的

成年後見制度についての意識を調査し、今後の成年後見制度の普及促進のための基礎資料とする。

2) 調査対象

徳島県内に居住する方 800名

3) 調査方法

自記式アンケートを郵送により配布・回収

4) 実施期間

平成24年1月21日から平成24年3月2日まで

5) 回収数

有効回収数 498枚 [回収率 62.2%]

6) 調査結果の見方

- 集計表・グラフ中の回答率(各回答の百分比)は小数点以下第2位を四捨五入したため、合計が100.0%にならないことがあります。
- 回答者数をn (=100%)として比率を算出しています。複数回答の場合、回答者数に対する回答票数として比率を算出しているため合計が100%を超えることがあります。
- その他の意見、自由記入欄の意見は、本来の意味を損なわない程度に省略して掲載している場合があります。

3. 調査結果

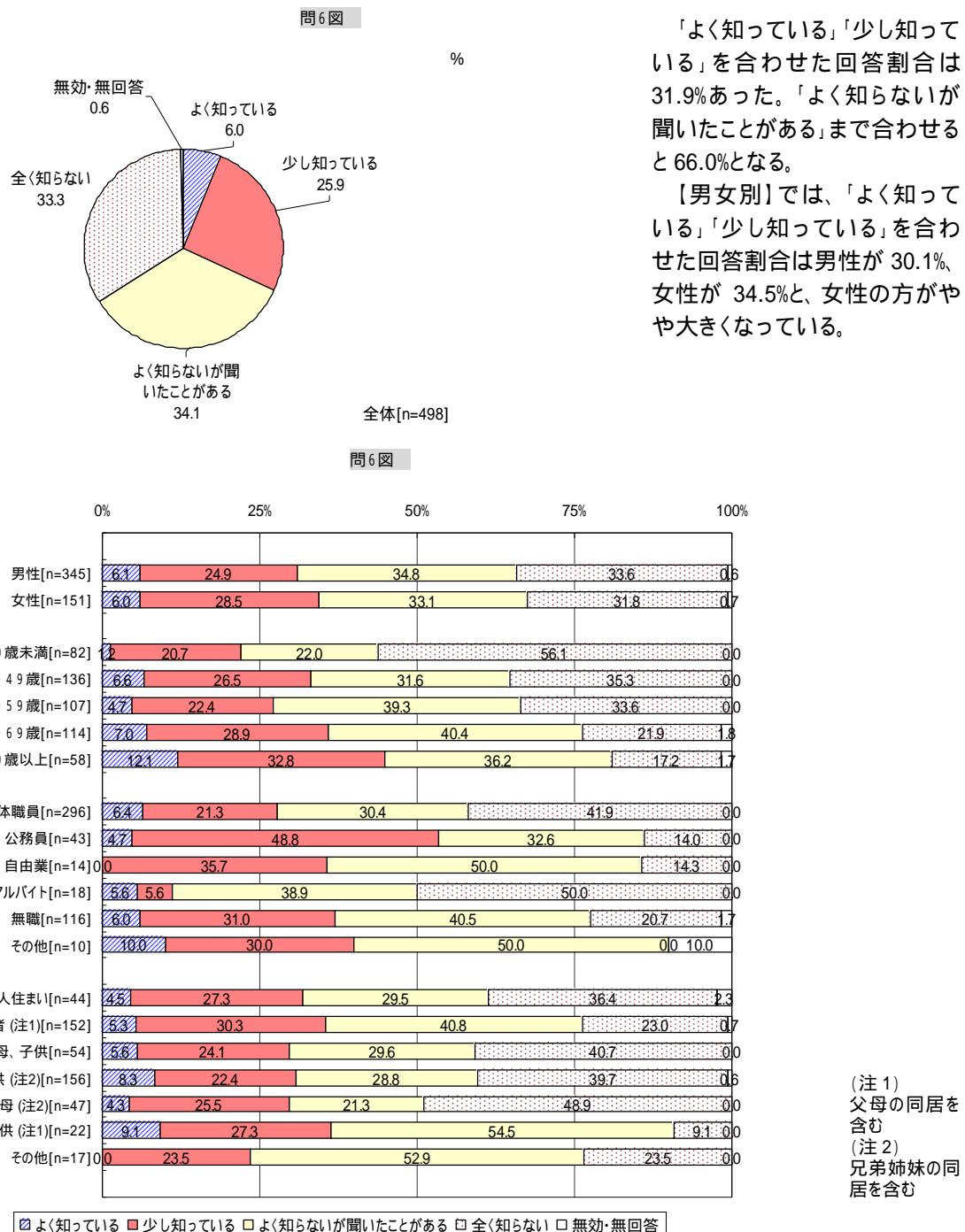
1)回答者属性

	全体 [n=498]	男性	女性	40歳未 満	40歳～ 49歳	50歳～ 59歳	60歳～ 69歳	70歳以 上	単位: %
問1 性別									
男性	[n=345]	69.3	100.0	-	63.4	75.7	79.4	57.0	69.0
女性	[n=151]	30.3	-	100.0	36.6	24.3	20.6	43.0	29.3
無効・無回答	[n=2]	0.4	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7
問2 年齢									
40歳未満	[n=82]	16.5	15.1	19.9	100.0	-	-	-	-
40歳～49歳	[n=136]	27.3	29.9	21.9	-	100.0	-	-	-
50歳～59歳	[n=107]	21.5	24.6	14.6	-	-	100.0	-	-
60歳～69歳	[n=114]	22.9	18.8	32.5	-	-	-	100.0	-
70歳以上	[n=58]	11.6	11.6	11.3	-	-	-	-	100.0
無効・無回答	[n=1]	0.2	0.0	0.0	-	-	-	-	-
問3 職業									
会社・団体職員	[n=296]	59.4	64.9	47.7	89.0	77.2	85.0	21.9	3.4
公務員	[n=43]	8.6	10.1	5.3	8.5	19.9	6.5	0.9	1.7
自営業、自由業	[n=14]	2.8	2.6	3.3	0.0	0.7	2.8	7.9	1.7
パート、アルバイト	[n=18]	3.6	1.4	8.6	1.2	1.5	1.9	9.6	3.4
無職	[n=116]	23.3	19.4	31.8	1.2	0.7	1.9	55.3	84.5
その他	[n=10]	2.0	1.4	3.3	0.0	0.0	1.9	4.4	5.2
無効・無回答	[n=1]	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
問4 家族構成 [/ 複数回答]									
一人住まい	[n=44]	8.8	8.4	9.9	15.9	5.9	7.5	5.3	15.5
配偶者	[n=368]	73.9	77.4	66.2	50.0	78.7	77.6	86.0	67.2
父母	[n=127]	25.5	25.2	26.5	37.8	37.5	31.8	9.6	0.0
子供	[n=237]	47.6	52.2	37.1	31.7	68.4	57.9	31.6	34.5
兄弟姉妹	[n=17]	3.4	2.3	6.0	12.2	4.4	0.9	0.0	0.0
その他	[n=15]	3.0	2.3	4.6	2.4	1.5	0.9	5.3	6.9
無効・無回答	[n=6]	1.2	0.9	1.3	1.2	0.0	1.9	1.8	0.0
問5 居住地									
中央 徳島市	[n=207]	41.6	42.6	39.1	41.5	37.5	37.4	45.6	51.7
名東郡	[n=0]	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
名西郡	[n=14]	2.8	1.4	6.0	3.7	2.2	3.7	3.5	0.0
鳴門市	[n=27]	5.4	5.5	5.3	8.5	9.6	0.9	1.8	6.9
板野郡	[n=64]	12.9	13.0	12.6	12.2	11.0	15.9	14.9	8.6
阿波市	[n=23]	4.6	4.6	4.6	3.7	2.9	6.5	7.9	0.0
吉野川市	[n=31]	6.2	6.1	6.0	2.4	6.6	11.2	5.3	1.7
小松島市	[n=24]	4.8	5.5	3.3	6.1	5.1	9.3	0.9	1.7
勝浦郡	[n=2]	0.4	0.6	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0
西部 美馬市	[n=28]	5.6	4.9	7.3	3.7	5.1	7.5	4.4	8.6
三好市	[n=5]	1.0	1.2	0.7	0.0	0.7	0.0	2.6	1.7
美馬郡(つるぎ町)	[n=0]	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
三好郡(東みよし町)	[n=3]	0.6	0.9	0.0	0.0	2.2	0.0	0.0	0.0
南部 阿南市	[n=44]	8.8	8.1	10.6	8.5	12.5	4.7	8.8	8.6
那賀郡	[n=7]	1.4	1.7	0.7	0.0	0.0	0.9	1.8	6.9
海部郡	[n=7]	1.4	1.4	1.3	1.2	1.5	0.9	2.6	0.0
無効・無回答	[n=12]	2.4	2.3	2.6	8.5	1.5	0.9	0.0	3.4

以下、主な設問については回答者属性とのクロス集計グラフを示し、同時に仮説検定を行い検証した。検定手法についてはカイ二乗検定を基本として、順序尺度についてはクラスカル-ウォリスの順位和検定、2群比率の差についてはフィッシャーの正確確率検定を行い、有意水準 5%にて判定した。

2) 成年後見制度の認知度

問6 「成年後見制度」をご存知ですか？

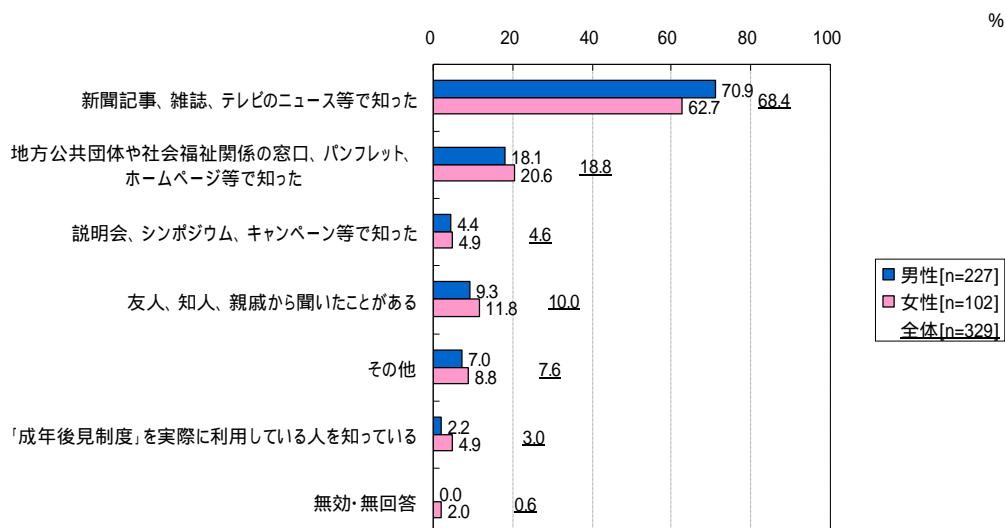


「よく知っている」「少し知っている」を合わせた回答割合は、【年齢別】は「70歳以上」、【職業別】は「公務員」で大きく、属性間のバラツキも大きい。クロス集計表についてクラスカル-ウォリスの順位和検定を行った結果を有意確率（p値）で示す。【男女別】p=0.540、【年齢別】p=0.000、【職業別】p=0.000、【家族構成別】p=0.051となり、5%有意水準では「年齢別」と「職業別」に統計的有意差が見られた。

問7 どこで「成年後見制度」を知りましたか？

[* 問6で(1)(2)(3)と答えた方 / 複数回答]

問7図



全体では「新聞記事、雑誌、テレビのニュース等で知った」が 68.4%と約7割を占めた。「説明会、シンポジウム、キャンペーン等で知った」は僅か 4.6%であった。

【男女別】では、「新聞記事、雑誌、テレビのニュース等で知った」では男性、「地方公共団体や社会福祉関係の窓口、パンフレット、ホームページ等で知った」では女性の回答比率がそれぞれ高くなっているが、2群比率の差について検定を行った結果、統計的有意差は見られなかった。(p=0.159, p=0.648)

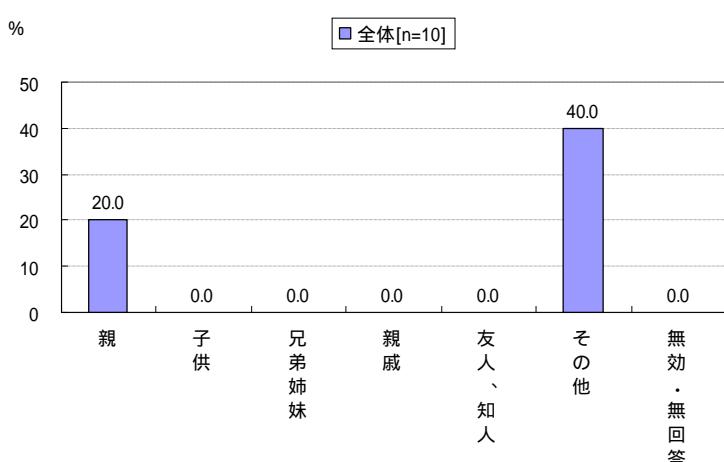
<その他>

►職業上、►職場、►学校の授業で少しだけ習った、►生命保険会社より、ほか

問7 - 2 実際に利用しているのはあなたから見てどなたですか？

[* 問7で(6)と答えた方 / 複数回答]

問7 - 2図



問7で「成年後見制度」を実際に利用している人を知っている」と答えた方に対し、実際に利用しているのは誰か尋ねた。結果は「親」が 20.0%で、「子ども」「兄弟姉妹」「親戚」「友人、知人」の回答は無かった。

<その他>

►お客さま、►仕事上知った、►職場の利用者、►利用していない、ほか

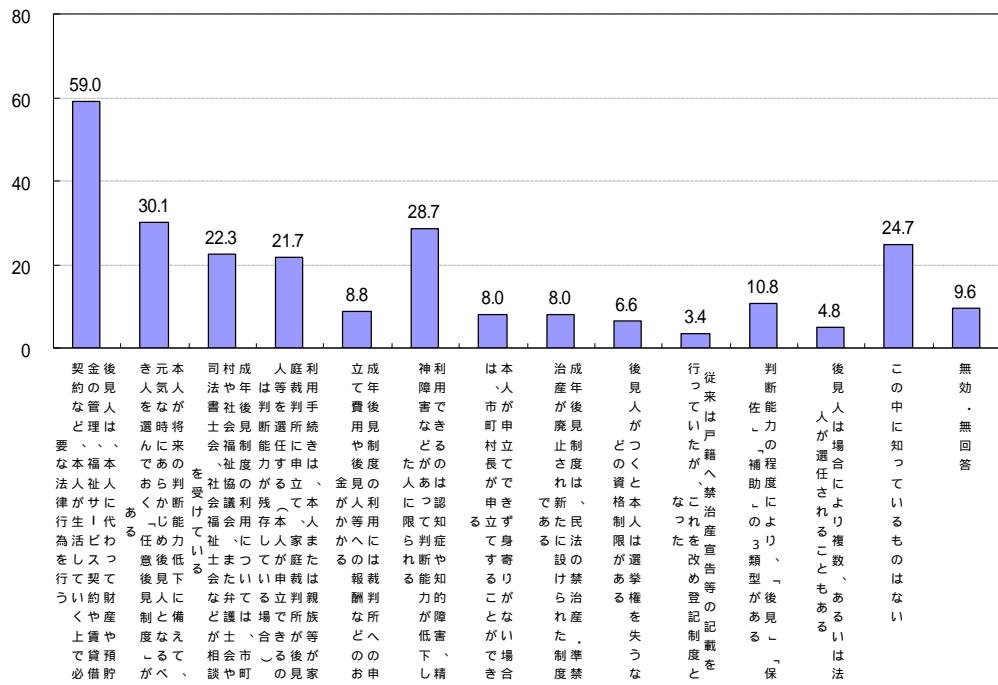
問11 「成年後見制度」の主な特徴は以下のとおりです。知っていることをすべて選んでください。

[/ 複数回答]

問11図

■ 全体[n=498]

%



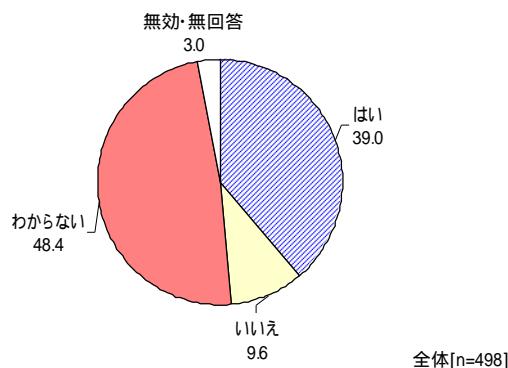
「成年後見制度」の主な特徴を複数回答形式で尋ねた。「後見人は、本人に代わって財産や預貯金の管理、福祉サービス契約や賃貸借契約など、本人が生活していく上で必要な法律行為を行う」が 59.0%で最も高く、「本人が将来の判断能力低下に備えて、元気な時にあらかじめ後見人となるべき人を選んでおく『任意後見制度』がある」が 30.1%で続いた。

3) 成年後見制度の将来の利用機会

問8 あなた自身や親族が認知症等により判断が十分にできなくなったとき、「成年後見制度」を利用したいと思いますか？

問8図

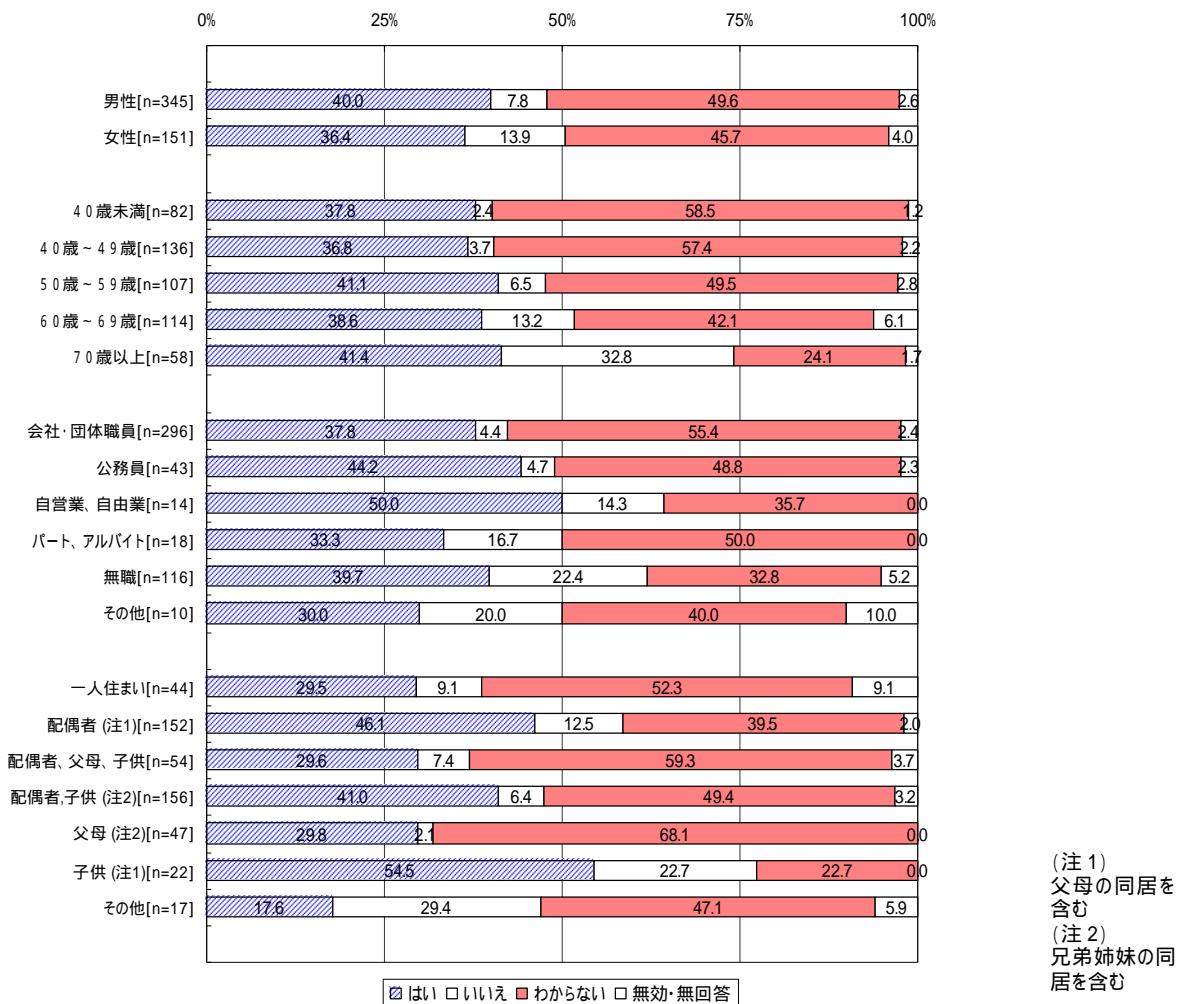
%



「成年後見制度」の利用可能性について、「はい」と回答した方が約 4 割(39.0%)を占め、「いいえ」は僅か 9.6%であった。

【男女別】では、差は見られなかった。【年齢別】に見ると、「はい」の割合は各年代ほぼ同じであるが、「いいえ」は高年齢層になるとほど大きくなっている。

問8図



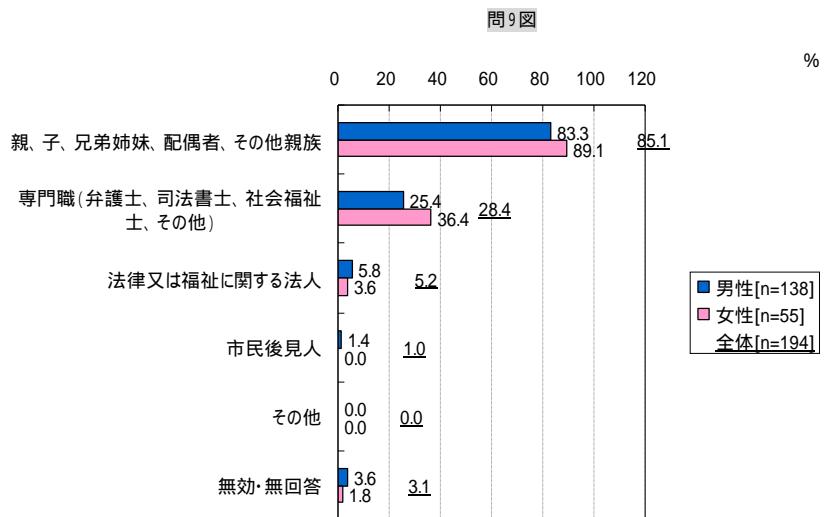
問8図

アイテム / カテゴリー	カテゴリー数量	レンジ	偏相関
問1 性別		0.624	0.110
男性	-0.198		
女性	0.427		
問2 年齢		2.094	0.196
40歳未満	-0.737		
40歳～49歳	-0.642		
50歳～59歳	-0.202		
60歳～69歳	0.192		
70歳以上	1.357		
問3 職業		1.016	0.081
会社・団体職員	-0.212		
公務員	-0.388		
自営業、自由業	0.172		
パート、アルバイト	0.627		
無職	0.354		
その他	0.336		
問4 家族構成		2.319	0.195
一人住まい	0.432		
配偶者(注1)	-0.292		
配偶者、父母、子供	0.839		
配偶者、子供(注2)	-0.101		
父母(注2)	-0.143		
子供(注1)	-0.279		
その他	2.028		
問8 あなた自身や親族は「成年後見制度」を利用したいと思いますか？	n= 240		
はい	-1	相関比 $\chi^2 = 0.16$	
いいえ	1	判別の中率= 73.8%	

検定結果は【男女別】に差はなく($p=0.540$)、ほか【年齢別】、【職業別】、【家族構成別】では有意差が見られた。
($p=0.000$ 、 $p=0.000$ 、 $p=0.010$)
本設問を従属変数、問1および問2、問3、問4を独立変数とした数量化理論類による多変量解析を行った。レンジは問4、問2の順に大きいが、偏相関係数はほぼ同じであった。変数選択等は行っていないため相関比は低く、明確な判別はできなかった。

問9 後見人は、誰になってもらいたいですか?

[* 問8で(1)と答えた方 / 複数回答]



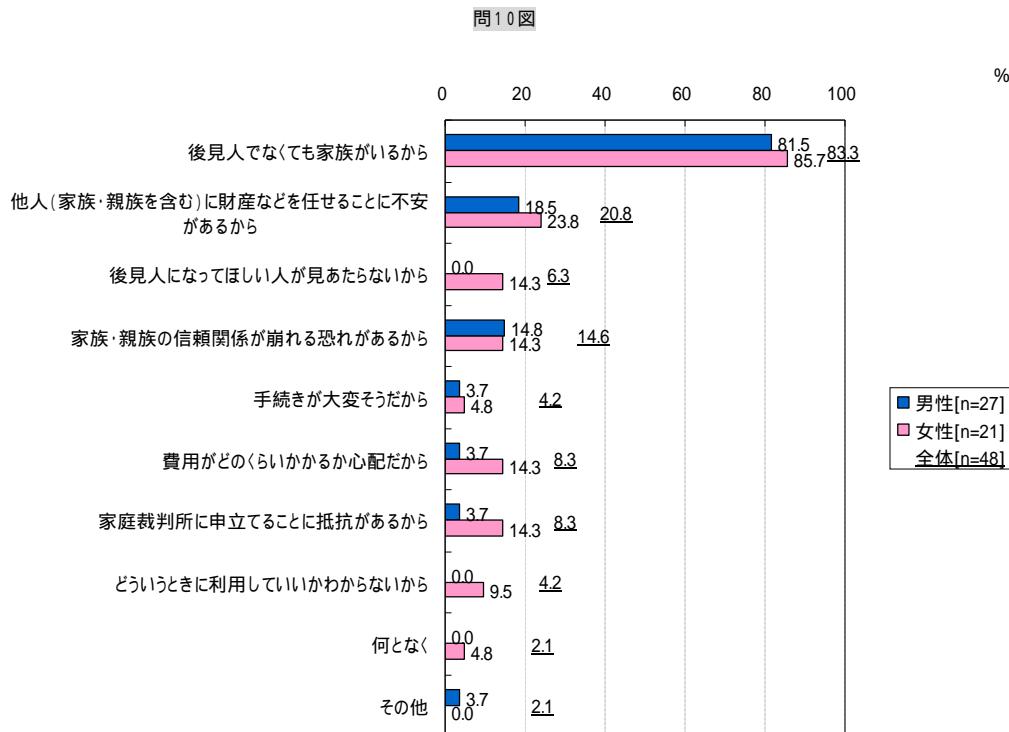
全体では「親、子、兄弟姉妹、配偶者、その他親族」が 85.1% と最も高く、以下「専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士、その他)」28.4%、「法律又は福祉に関する法人」5.2% と続いた。

なお、すべての回答肢について、【男女別】の有意差は見られなかった。

<その他>回答なし

問10 なぜ利用したくないのですか?

[* 問8で(2)と答えた方 / 複数回答]



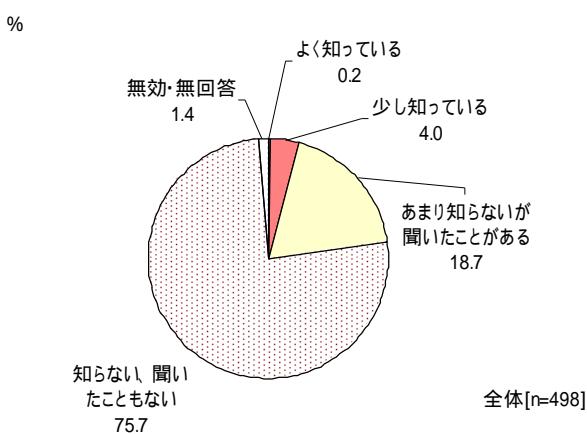
「成年後見制度」の利用可能性(問8)について、「いいえ」と回答した方にその理由を聞いた。「後見人でなくても家族がいるから」が 83.3% で突出している。

<その他>▶制度を理解していないから不安、ほか

4)市民後見人の認知度

問12 「市民後見人」をご存知ですか？

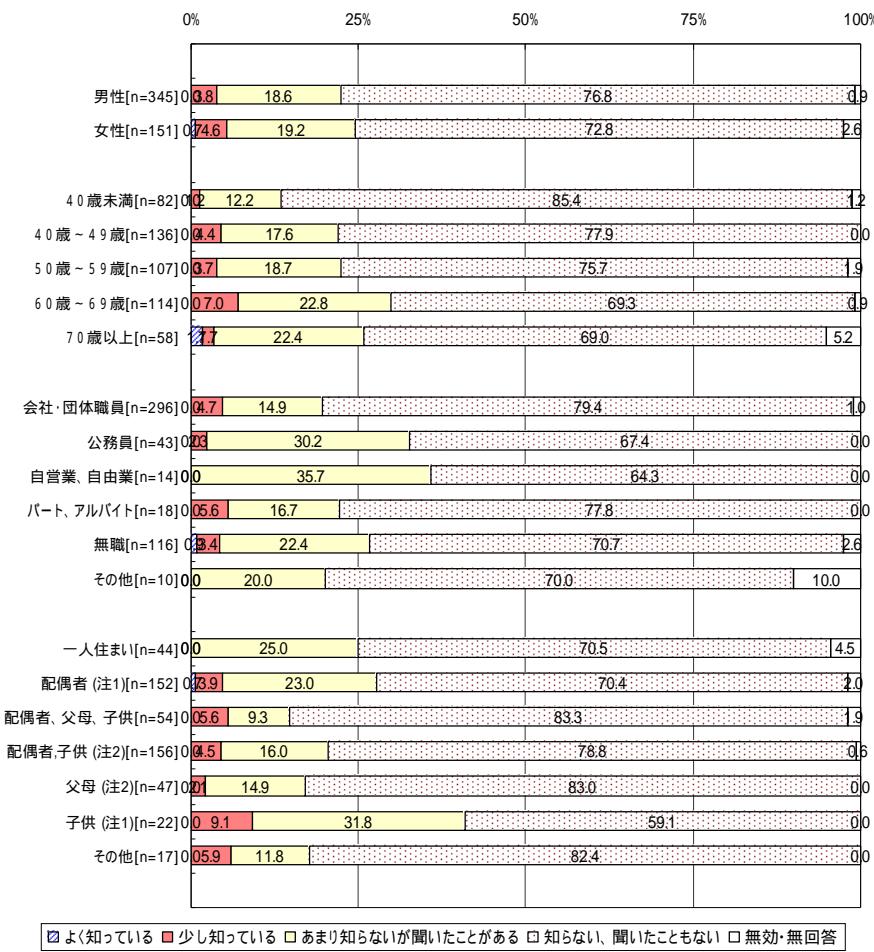
問12図



「よく知っている」「少し知っている」を合わせた回答割合は僅か4.2%しかなかった。

「よく知っている」「少し知っている」を合わせた回答割合について、【年齢別】は「60歳～69歳」、【職業別】は「自営業、自由業」「公務員」などがやや大きくなっているが、属性間のバラツキは小さい。

問12図

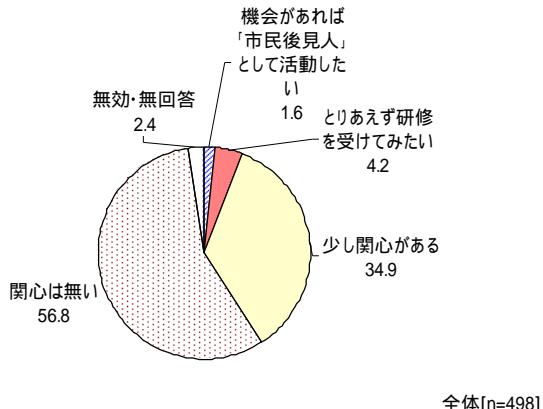


検定結果を示すと、【男女別】 $p=0.482$ 、【年齢別】 $p=0.084$ 、【職業別】 $p=0.257$ 、【家族構成別】 $p=0.104$ となっており、統計的な有意差は見られなかった。

問13 あなたは「市民後見人」に興味がありますか？

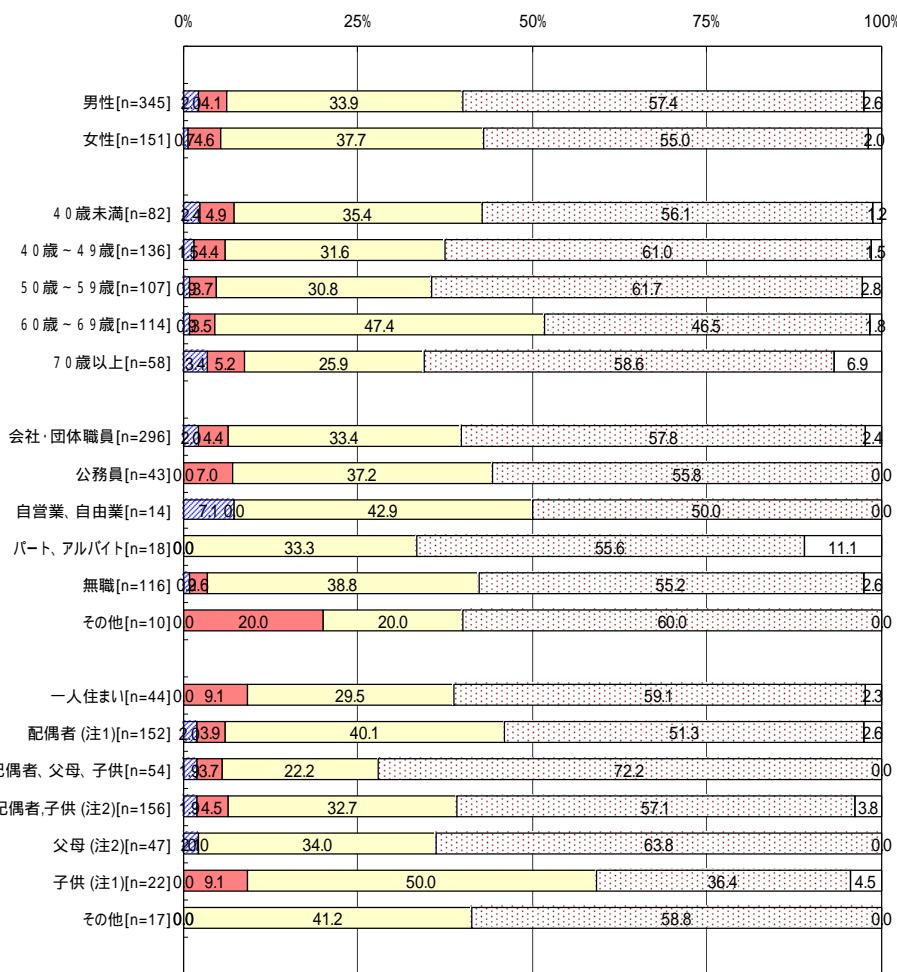
問13図

%



全体[n=498]

問13図



□ 機会があれば「市民後見人」として活動したい □ とりあえず研修を受けてみたい □ 少し関心がある □ 関心は無い □ 無効・無回答

(注1)
配偶者の同居を含む
(注2)
兄弟姉妹の同居を含む

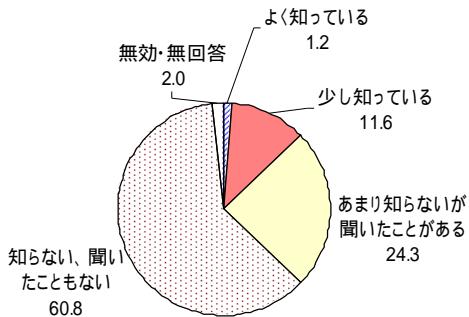
カイ二乗検定を行った結果、【男女別】で $p=0.606$ となった他、【年齢別】、【職業別】、【家族構成別】いずれも有意差が見られなかった。 $(p=0.369, p=0.765, p=0.292)$

5)任意後見制度の認知度

問14 後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」がありますが、「任意後見制度」がどういう制度かご存知ですか？

問14図

%

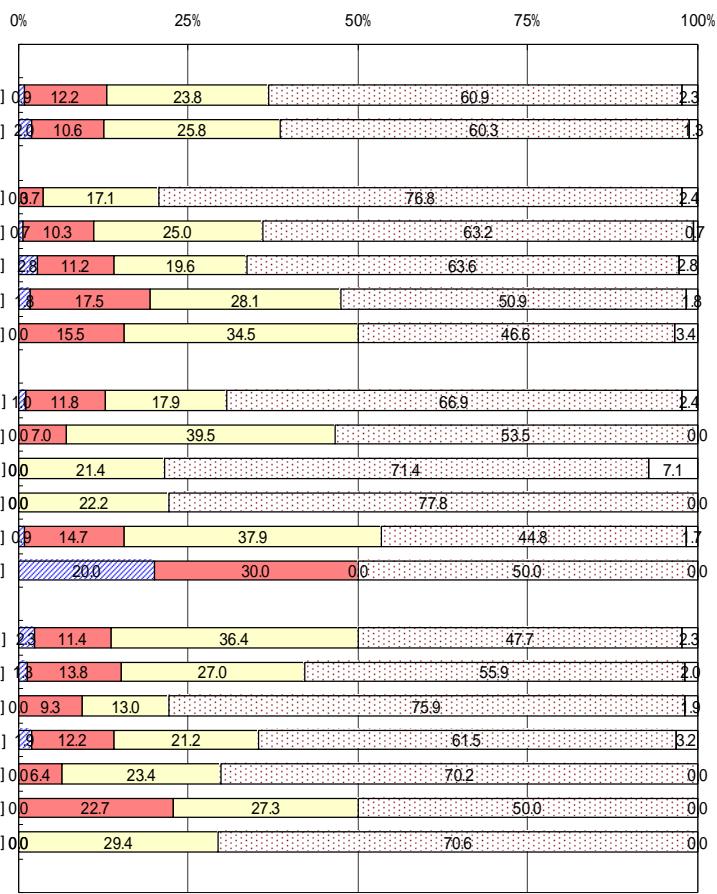


全体[n=498]

『任意後見制度』の認知度についての質問。「よく知っている」「少し知っている」を合わせた回答割合は 12.8% あった。一方「知らない、聞いたこともない」は約 6 割(60.8%) あった。

次に属性別に見る。【男女別】を除いて、【年齢別】、【職業別】、【家族構成別】に属性間のバラツキが大きくなっている。検定結果も有意差が見られた。

問14図

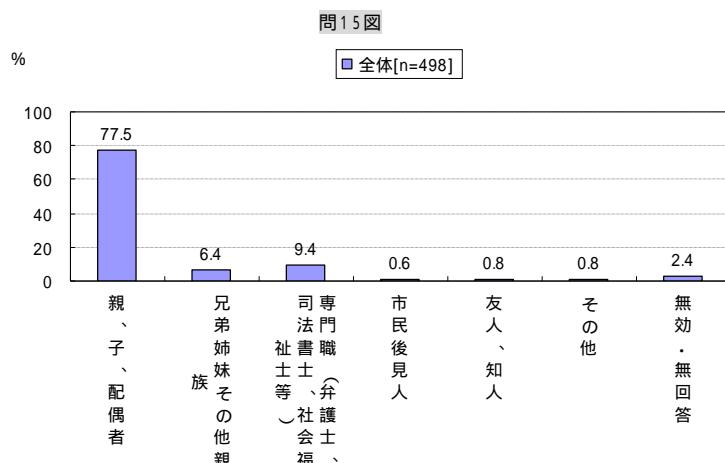


(注1)
父母の同居を含む
(注2)
兄弟姉妹の同居を含む

よく知っている 少し知っている あまり知らないが聞いたことがある 知らない、聞いたこともない 無効・無回答

クラスカル-ウォリスの順位和検定を用いた結果は、【男女別】 $p=0.838$ 、【年齢別】 $p=0.000$ 、【職業別】 $p=0.001$ 、【家族構成別】 $p=0.034$ となった。

問15 あなたが「任意後見制度」で「後見人」を選ぶとしたら誰になってもらいたいですか？



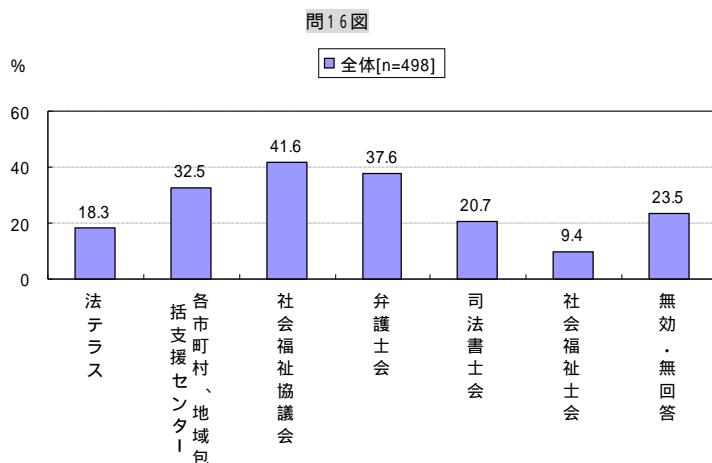
後見人の選定(問9)同様、「親、子、配偶者」が最も高い。他の回答肢は、いずれも10%に満たなかった。

<その他>
▶わからない、▶現時点では誰がベストか迷う、ほか

6)相談窓口

問16 「成年後見制度」について知りたいときは下記の窓口で相談にのってくれますが、この中で知っている項目はどれですか？

[/ 複数回答]



「社会福祉協議会」が41.6%で最も高く、以下「弁護士会」37.6%、「各市町村、地域包括支援センター」32.5%と続いた。

参考:東京都のインターネット調査結果

アンケート結果の要約

成年後見制度について「知っていた」人は9割

成年後見制度を利用したいと思う人の割合は、自分が認知症になった場合は約半数、配偶者や親が認知症になった場合は約4割

成年後見制度を利用したくない理由は「後見人でなくても家族がいるから」の割合が最も高い

市民後見人(別紙参照)に「なってみたい」人の割合は半数以上

(1)テーマ:「成年後見制度」について (2)期間:平成23年1月20日(木曜日)正午から平成23年1月31日(月曜日)正午まで
(3)方法:インターネット(モニターがアンケート専用サイトから回答を入力する) (4)モニター数:300名 (5)有効回答数205名
(6)回答率68.3%

資料出所:「インターネット福祉保健モニター アンケート結果「成年後見制度」について」 東京都福祉保健局 2011.02

7)自由意見欄

40歳未満男性	わからないので質問に答えられません。
"	制度自体がまだ充分に周知されておらず、利用したくてもできない人が未だ多く存在しているかと思われる所以、相談・受付窓口等をお願いしたいと思います。
40歳未満女性	後見制度について、よく知らないため、きちんと法制度が整っているのか等、不安な点がある。分かりやすくまとめられたものがあればよいと思う。
"	制度に対してあまり知りません。直接、対象者等にならないと分からぬかも知れません。制度が必要になった時に分かりやすく説明をして頂けると助かると思います。
"	制度についてもっとPRが必要なのではないか。
40歳代男性	あまり身近な問題として意識できない。
"	特になし。
"	あまり詳細内容について周知できてないと思う。周知できるようにしてほしい。
"	本制度があること自体が知らず定例的に行政が市民に向いて情報を出すことが必要と考える。
"	後見人が開始されると、自分自身で財産を自由にすることができないくなるのでは?その様な問題についても事例を交えて、広く周知してほしい。
"	身内が後見人となった場合、法律的な専門分野などが理解していってもらえるかどうか?後見人にも監督者がつくそうですが少し心配な面もある。
"	今日、初めて知りました。ですから現在、書けません。
40歳代女性	「市民後見人」は研修等を行えば誰でもなれるようですが、他人であれば悪用される事になる可能性もなくはない。「市民後見人」を選ぶのは少し不安があるので、しっかりと選人して欲しいと思います。
"	問は、後見制度の中身を書いてくれているようですが、詳しいことは知らなかつたので、改めてけっこう手続きが難しそう。お金がかかる制度なのだとわかりました。高齢、少子化に伴い、自分が高齢になり、身近に肉親もいなくなった場合は必要な制度となるのではないかと思います。積極的に制度の広報をしていいた方がよいと思います。
"	もう少し親の年代が上がったら必要性を感じると思います。
50歳代男性	初めて聞いたので、全く知識がない。
"	これから知りたいと思います。
"	後見人が財産を騙し取ったケースが新聞等で出ていた。今の制度でいいのか不安もある。分かりやすく、使いやすく信用性のある制度を創ってほしい。
"	母が認知症の初期にこの制度を利用しようとしたが、手続きが煩雑で面倒になり、利用をやめた。もっと簡単に手続きができれば利用者も増えると思う。
"	実際の事例を多く知りたいと思います。
"	この制度を利用しなくとも良い人生を送りたい。
"	法律に関しての知識が少なく正しく利用するための方法もわからないが現実である。法制度がもっと一般的なものとなる活動が必要です。
"	初めて聞いた制度なので、今後少しでも理解できるように勉強していきたい。
"	制度を広く知ってもらう必要があると思う。
"	老人が増加しているので、ある程度の年齢が来れば任意後見人を選択しなければいけない制度を作るべきだ。
50歳代女性	日常の中で深くかかわりがないので、あまりというか興味ありません。このアンケートに何の意味があるのでしょうか?
"	認知症であるという判断はどこで決めるのでしょうか?医師の判断書等が必要なのか、家族の判断でもいいのでしょうか。
50歳代女性	財産のない(少ない)人でも後見制度を利用できますか?
"	挟んで頂いた資料と、このアンケート用紙で理解できました。
"	後見人には財産の管理をしてほしい。本人が悪い人にだまされて、いろんな金銭トラブル

	に巻き込まれているのを見たから。
"	あまり知らないので、この事について話し合う場があればいいなと思います。
"	この制度を悪用する人がいるので、問題のある制度だと思います。
60歳代男性	今後、更にこの制度の必要性が増すことが予測されます。自分の判断力が低下した時に備え準備しておくことが必要と思います。
"	成年後見制度について話があれば聞きたい。
"	重要な制度なので悪用防止対策。徹底をしてほしい。
"	参考にしたいと思います。
"	成年後見制度を利用しないように健康な人生を全うしたい。
"	制度の原則は理解しているつもりですが、実際具体的にどのような手続きがひとつようか。又後見人となった時の義務等詳細がよく分からない。
60歳代女性	成年後見制度についてもう少し勉強したいと思います。
"	現在、特にありません。
"	行政が、もっと簡単に相談できるようにしてほしい。
"	制度の利用の必要がある人に対し情報の提供が適切に行われているとは思わない。
"	社会複雑により成年後見制度、早くしてほしい。
"	個人情報が守られるのか、後見人を依頼する場合の費用について。
70歳以上男性	緊急でないと思っているのであまり興味がない。
"	もっと勉強してから。
"	成年後見制度について内容を詳細に知らないので、特にありません。
"	特に必要がない。
70歳以上女性	成年後見制度を利用した場合費用はどれくらいいるのですか？
"	高齢者画どんどん増え老人世帯が増え続ける現在、私は現役で働いて体が自由に動けるうちにちゃんとおきたいと考えているが、いつどうなるかわからないので、早いめに子供か孫に分配できるものはして、独居老人になったときの費用は別にのけて頼んでおきたい。
"	特にありません。
"	認知症といえども人として尊厳して接すること。
"	後見人は信用できる人でないと怖い気がする。研修なりを受けて資格をもって後見人となるようにしてほしい。
"	本人の人権を尊重し、本人の立場に立って本人のために行動してくれる後見人であってほしい。誠実な人。悪質な後見人であった場合、どのようにして発見、監督できるのでしょうか。
"	信頼できる家族と同居している場合、あまり必要を感じない。

4.まとめ

団塊世代が2015年にすべて65歳以上となる高齢人口の急増現象が「2015年問題」と呼ばれて久しくなりました。そして冒頭に述べたように、成年後見制度を必要とする認知症高齢者は250万人に達すると言われています。しかし家庭裁判所への申立および登記件数は増えているものの、現実には制度利用まで結びつかないケースが大半です。

司法関係者などの調査研究によると、手続きの煩雑さ、申し立て費用等の法制度自体の不備が指摘されています。また昨今では、他世代同居型から核家族型に変化したことから、退職後は地域や社会から孤立した暮らしになりがちとなり、「孤立死」という問題も社会化しています。自治体レベルにおいては費用補助や制度利用の支援事業がなされていますが、十分とは言えない状況です。法制度の見直しは勿

論、司法関係団体や行政、医療機関などによる地域のネットワーク作りが必要です。

今回の調査では、成年後見制度に対する認識は低いが、将来の利用可能性については肯定的という結果が得られました。今後は前述のような支援事業の整備・改善が急がれるほか、一層の普及啓発活動に努めなければなりません。判断能力が不十分な方が必要な支援を受けることで、地域で安心して暮らせるよう、今後の取り組みが課題となります。

参考文献

- 「エピソードで学ぶ成年後見人 身上監護の実際と後見活動の視点」 池田恵利子，いけだ後見支援ネット 民事法研究会 2010.10
- 「インターネット福祉保健モニター アンケート結果『成年後見制度』について」 東京都福祉保健局 東京都ホームページ 2011.02
- 「Rによるやさしい統計学」 山田剛史，杉澤武俊,村井潤一郎 オーム社 2008.01
- 「入門はじめての多変量解析」 石村貞夫，石村光資郎 東京図書 2007.02

権利や財産をまもるために

成年後見制度を活用しましょう

法務省のホームページに詳しい説明があります <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>

認知症や知的障害、精神障害などがあり、自分で十分な判断をすることができない人が、財産の取引などの契約や各種手続きなどを行う時に、一方的に不利な契約を結ばないよう法律面で支援すると共に、適切な福祉サービスにつなげるなど生活面で援助し、**本人の権利や財産をまもることを目的とした制度**です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つの種類があります。

法定後見等 家庭裁判所に申し立ててその審判に基づいて開始され、定期的にそのチェックを受けるもの。後見のほか、保佐、補助の類型があり、

対象者の判断能力の程度により類型が選ばれる。

任意後見 判断能力がしっかりしているうちに任意後見契約を結び、将来に備えるもの。

場合によっては、同時に委任契約を結び、ただちに財産管理や見守りなどを行うこともある。

公証役場・公証人による公正証書を作成

申立ては誰がなるの？

法定後見人等をつくるには

まず、家庭裁判所に **審判の申立て** をする必要があります。

申立てできるのは、本人、配偶者、4親等内の親族、市町村長、検察官等に限られています。

成年後見制度の利用を促進するため、この申立て支援もやっています。お気軽にご相談ください。

手続きの流れ

事前準備

審判申立て

調査・鑑定・審問 審判

即時抗告（2週間） 登記

成年後見人等の活動開始

審判受理から審判確定までの期間は2ヶ月以内が60%を超しており、毎年審理期間が短縮しています。案件の難易度や事前準備の周到さによって期間に差が出ます。（徳島では1ヶ月以内が59% 平成22年度）

後見人等には誰がなるの？

後見人、保佐人、補助人には裁判所が適切と認めれば誰でもなれます。

一番多いのは親族です。適切な親族がない場合、あるいは後見の内容が複雑で親族では手に余る場合などは、第三者の専門職がなります。弁護士、司法書士、社会福祉士などです。後見人等が開始されてからも、後見人、保佐人、補助人は、定期的に家庭裁判所に報告書を提出して、適切に後見人等の活動を行っていることを確認してもらうことを義務づけられています。

成年後見制度についての意識調査 資料 : 成年後見アンケート調査票 - 調査票 -

【記入に当たってのお願い】

調査時点は特に指定のない限り、平成24年1月21日(土)とします。

調査票は必要事項を記入後、平成24年3月2日(金)までに、同封の返信用封筒により下記あて先までご返送ください。

調査票は、特に指定のない限り、該当する番号に を付けてください。

あて先・問い合わせ先

(社)徳島県労働者福祉協議会 電話 088-625-8387

問1 あなたの性別をお答え下さい。

- (1) 男性 (2) 女性

問2 あなたの年齢をお答え下さい。

- (1) 40歳未満
 - (2) 40歳～49歳
 - (3) 50歳～59歳
 - (4) 60歳～69歳
 - (5) 70歳以上

問3 あなたの職業をお答え下さい。

- (1) 会社・団体職員
 - (2) 公務員
 - (3) 自営業、自由業
 - (4) パート、アルバイト
 - (5) 無職
 - (6) その他()

問4 あなたの家族構成をお答えください。（　はいくつでも）

- (1) 一人住まい
 - (2) 配偶者
 - (3) 父母
 - (4) 子供
 - (5) 兄弟姉妹
 - (6) その他 ()

問5 あなたの居住地をお答えください。

郡・市

問6 「成年後見制度」をご存知ですか。(は一つだけ)

- (1) よく知っている
- (2) 少し知っている
- (3) よく知らないが聞いたことがある
- (4) 全く知らない

(1)(2)(3)のいずれかに印を付けた方は問7へ、(4)に印を付けた方は問8へ進んでください

問7 問6で(1)(2)(3)と答えた方にお聞きします。どこで「成年後見制度」を知りましたか。(はいくつでも)

- (1) 新聞記事、雑誌、テレビのニュース等で知った
- (2) 地方公共団体や社会福祉関係の窓口、パンフレット、ホームページ等で知った
- (3) 説明会、シンポジウム、キャンペーン等で知った
- (4) 友人、知人、親戚から聞いたことがある
- (5) その他()
- (6) 「成年後見制度」を実際に利用している人を知っている

問7 - 2 (6)に印をつけた方にお聞きします。

実際に利用しているのはあなたから見てどなたですか?(はいくつでも)

- a. 親
- b. 子供
- c. 兄弟姉妹
- d. 親戚
- e. 友人、知人
- f. その他()

問8 あなた自身や親族が、認知症等により判断が十分にできなくなったとき、「成年後見制度」を利用したいと思いますか。(は一つだけ)

- (1) はい
- (2) いいえ
- (3) わからない

(1)に印をつけた方は問9へ、(2)に印をつけた方は問10へ、(3)に印をつけた方は問11へ、それぞれ進んでください

問9 問8で(1)と答えた方にお聞きします。後見人は、誰になってもらいたいですか。(はいくつでも)

- (1) 親、子、兄弟姉妹、配偶者、その他親族
- (2) 専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士、その他)
- (3) 法律又は福祉に関する法人
- (4) 市民後見人
- (5) その他()

問10 問8で(2)と答えた方にお聞きします。なぜ利用したくないのですか。(はいくつでも)

- (1) 後見人でなくても家族がいるから
- (2) 他人（家族・親族を含む）に財産などを任せることに不安があるから
- (3) 後見人になってほしい人が見あたらないから
- (4) 家族・親族の信頼関係が崩れる恐れがあるから
- (5) 手続きが大変そだから
- (6) 費用がどのくらいかかるか心配だから
- (7) 家庭裁判所に申立てることに抵抗があるから
- (8) どういうときに利用していいかわからないから
- (9) 何となく
- (10) その他 ()

問11 「成年後見制度」の主な特徴は、以下のとおりです。知っていることをすべて選んでください。（はいくつでも）

- (1) 後見人は、本人に代わって財産や預貯金の管理、福祉サービス契約や賃貸借契約など、本人が生活していく上で必要な法律行為を行う
- (2) 本人が将来の判断能力低下に備えて、元気な時にあらかじめ後見人となるべき人を選んでおく「任意後見制度」がある。
- (3) 成年後見制度の利用については、市町村や社会福祉協議会、また弁護士会や司法書士会、社会福祉士会などが相談を受けている。
- (4) 利用手続きは、本人または親族等が家庭裁判所に申立て、家庭裁判所が後見人等を選任する。（本人が申立できるのは判断能力が残存している場合）
- (5) 成年後見制度の利用には裁判所への申立て費用や後見人等への報酬などのお金がかかる。
- (6) 利用できるのは認知症や知的障害、精神障害などがあって判断能力が低下した人に限られる。
- (7) 本人が申立てできず身寄りがない場合は、市町村長が申立てすることができる。
- (8) 成年後見制度は、民法の禁治産・準禁治産が廃止され新たに設けられた制度である。
- (9) 後見人がつくと本人は選挙権を失うなどの資格制限がある。
- (10) 従来は戸籍へ禁治産宣告等の記載を行っていたが、これを改め登記制度となった。
- (11) 判断能力の程度により、「後見」「保佐」「補助」の3類型がある。
- (12) 後見人は場合により複数、あるいは法人が選任されることもある。
- (13) この中に知っているものはない。

問12 「市民後見人」をご存知ですか。

- (1) よく知っている
- (2) 少し知っている
- (3) あまり知らないが聞いたことがある
- (4) 知らない、聞いたこともない

問13 「市民後見人」とは、行政団体等が一般市民を対象に研修等を行い、終了した方が「市民後見人」として成年後見活動を行なうものです。あなたは「市民後見人」に興味がありますか。(は一つだけ)

- (1) 機会があれば「市民後見人」として活動したい
- (2) とりあえず研修を受けてみたい
- (3) 少し関心がある
- (4) 関心は無い

問14 後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」がありますが、「任意後見制度」がどういう制度かご存知ですか。(は一つだけ)

- (1) よく知っている
- (2) 少し知っている
- (3) あまり知らないが聞いたことがある
- (4) 知らない、聞いたこともない

問15 「任意後見制度」とは判断能力があるうちに、自分が選任した人と後見契約をしておくものです。あなたが「任意後見制度」で「後見人」を選ぶとしたら誰になってもらいたいですか。(は一つだけ)

- (1) 親、子、配偶者
- (2) 兄弟姉妹その他親族
- (3) 専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）
- (4) 市民後見人
- (5) 友人、知人
- (6) その他（ ）

問16 「成年後見制度」について知りたいときは下記の窓口で相談にのってくれますが、この中で知っている項目に 印をつけてください。(はいくつでも)

- (1) 法テラス
- (2) 各市町村、地域包括支援センター
- (3) 社会福祉協議会
- (4) 弁護士会
- (5) 司法書士会
- (6) 社会福祉士会

問17 「成年後見制度」についてあなたの自由な意見をお聞かせください。
わからないこと、知りたいこと、後見人にしてほしいこと、要望、質問等何でも結構です。

裏表紙(裏)

「成年後見制度についての意識調査」報告書

2013年1月発行

調査・編集

社団法人徳島県労働者福祉協議会

〒770-0942 徳島市昭和町3丁目35-1

TEL 088-625-8387 FAX 088-625-5113

ホームページ <http://tokushima.rofuku.net/>

裏 表 紙